

29文科高第542号
平成29年9月21日

各 国 公 私 立 大 学 長
大学を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役 殿
各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 市 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長

文 部 科 学 事 務 次 官

戸 谷 一 夫

(印影印刷)

専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について（通知）

先の第193回通常国会において、「学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）」（以下「改正法」という。）が成立し、平成29年5月31日に公布され、平成31年4月1日から施行されることとなりました。

また、これを受け、「学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年政令第232号）」（以下「整備政令」という。）が平成29年9月1日に、下の表3に掲げる省令等が平成29年9月8日に公布され、いずれも平成31年4月1日から施行されることとなりました。

これらの法令の制定・改正の趣旨、概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たって遺漏のないようお取り計らいください。

また、都道府県知事におかれては、市町村長及び所轄の学校その他の教育機関に対して、都道府県教育委員会にあっては、域内の市町村教育委員会に対して、本改正の周知を図るよう配慮願います。

なお、改正法及び整備政令によるその他関係法律及び関係政令の所要の規定の整備については、文部科学省のホームページに關係条文等を掲載しておりますので、御参照ください。

表1 法律（平成29年5月31日公布）

学校教育法の一部を改正する法律 （平成29年法律第41号）	【一部改正する法律】 ・学校教育法（昭和22年法律第26号） ・その他関係法律
----------------------------------	-----------------------------------------------

表2 政令（平成29年9月1日公布）

学校教育法の一部を改正する法律の 施行に伴う関係政令の整備に関する 政令（平成29年政令第232号）	【一部改正する政令】 ・学校教育法施行令（昭和28年政令第340 号） ・その他関係政令
----------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------

表3 省令等（平成29年9月8日公布）

専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）	
専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）	
専門職大学に関し必要な事項を定める件（平成29年文部科学省告示第109号）	
専門職短期大学に関し必要な事項を定める件（平成29年文部科学省告示第110号）	
学校教育法施行規則等の一部を改正 する省令（平成29年文部科学省令第 35号）	【一部改正する省令】 ・学校教育法施行規則（昭和22年文部省 令第11号） ・学位規則（昭和28年文部省令第9号） ・専門職大学院設置基準（平成15年文部 科学省令第16号） ・学校教育法第百十条第二項に規定する 基準を適用するに際して必要な細目を 定める省令（平成16年文部科学省令第 7号）
学位の種類及び分野の変更等に関す る基準の一部を改正する告示（平成 29年文部科学省告示第111号）	【一部改正する告示】 ・学位の種類及び分野の変更等に関する 基準（平成15年文部科学省告示第39 号）

記

第一 学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）

1 改正の趣旨

我が国の社会情勢がめまぐるしく変化し、課題も複雑化していく中で、今後、職業の在り方や働き方も大きく様変わりすることが想像されている。このような中で、我が国が、成長・発展を持続していくためには、優れた専門技能等をもって、新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が不可欠である。改正法は、こうした状況を踏まえ、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする専門職大学の制度を設ける等の措置を講ずるものである。

2 学校教育法の一部改正

(1) 改正の概要

①専門職大学の制度化

ア 学校教育法（以下「法」という。）第83条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とすることを定めたこと。（第83条の2第1項）

イ 専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとしたこと。（第83条の2第2項）

ウ 専門職大学には、医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主な目的とするもの又は獣医学を履修する課程を置くことができないこととしたこと。（第83条の2第3項）

②専門職大学の課程の区分

ア 専門職大学の課程は、前期課程及び後期課程に区分できることとしたこと。（第87条の2第1項）

イ 専門職大学の前期課程における教育は、専門職大学の目的のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを実現するために行われるものとしたこと。（第87条の2第2項）

ウ 専門職大学の後期課程における教育は、前期課程における教育の基礎の上に、法第83条の2第1項に規定する目的を実現するために行われるものとしたこと。（第87条の2第3項）

③専門職短期大学の制度化

ア 法第108条第2項の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とするものは、専門職短期大学とすることを定めたこと。（第108条第4項）

イ 専門職短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他

の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとしたこと。（第108条第5項）

④学位

ア 専門職大学は、専門職大学を卒業した者又は専門職大学の前期課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとしたこと。

（第104条第2項）

イ 専門職短期大学は、専門職短期大学を卒業した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとしたこと。（第104条第5項）

⑤実務経験を通じて修得した実践的な能力を勘案した修業年限の通算

専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じて当該職業を担うための実践的な能力を修得した者が専門職大学又は専門職短期大学（以下「専門職大学等」という。）に入学する場合において、当該実践的な能力の修得により当該専門職大学等の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した実践的な能力の水準その他の事項を勘案して専門職大学等が定める期間を修業年限に通算することができることとしたこと。（第88条の2）

⑥専門職大学等の認証評価

専門職大学等は、専門職大学院を置く大学と同様、その教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価（分野別認証評価）を受けるものとしたこと。（第109条第3項）

⑦専門職大学院における関連事業者等との協力

専門職大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとしたこと。（第99条第3項）

（2）留意事項

① 専門職大学及び専門職短期大学は、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させ、又は育成することを、機関全体の目的とする大学及び短期大学の制度として創設されたものであること。大学及び短期大学が、その一部の学部や学科において、専門職大学等のように実践的かつ応用的な職業教育を行う仕組みについては、今後、大学設置基準及び短期大学設置基準を改正して、そのための制度を別途整備する予定であること。

② 改正後の法の規定に基づく文部科学大臣の定めとして、関連事業者等との協力による教育課程の編成・実施等に関する事項については専門職大学設置基準、専門職短期大学設置基準及び専門職大学院設置基準において、学位の種類については学位規則第2条の2において、実務経験を通じて修得した実践的な能力を勘案した修業年限の通算に関する事項については学校教育法施行規則第146条の2において、所要の定めを行っていること。

③ 法第109条第3項に規定する分野別認証評価について、同項の政令で定める

期間は、専門職大学院におけるこれまでの分野別認証評価の取扱いと同様、学校教育法施行令第40条において、5年以内と定めていること。

- ④ その他修業年限や入学資格，学長，教授その他の職員，教授会に関する規定をはじめ，大学一般及び短期大学一般に係る事項を定める法の規定は，専門職大学及び専門職短期大学にも適用があるものであること。

3 その他関係法律の改正

その他関係法律について，改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行ったこと。

第二 学校教育法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年政令第232号）

1 学校教育法施行令の一部改正

(1) 改正の概要

- ①文部科学大臣の認可を受けなければならない事項

専門職大学の課程（前期課程及び後期課程に区分されたものに限る。）の設置及び変更について，法第4条第1項に定める文部科学大臣の認可を受けなければならない事項としたこと。（第23条第7号）

- ②文部科学大臣に届け出なければならない事項

専門職大学の課程（前期課程及び後期課程に区分されたものに限る。）の変更（前期課程及び後期課程の修業年限の区分の変更（当該区分の廃止を除く。）を伴うものを除く。）について，法第4条第2項第3号に定める文部科学大臣に届け出なければならない事項としたこと。（第23条の2第1号ロ）

(2) 留意事項

文部科学大臣の認可を受けなければならない課程の変更としては，具体的には，前期課程及び後期課程の修業年限の区分の変更を想定しているものであること。また，文部科学大臣に届け出なければならない課程の変更としては，具体的には，前期課程及び後期課程の区分の廃止を想定しているものであること。

2 その他関係政令の改正

その他関係政令について，改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行ったこと。

第三 専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）及び専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）

1 専門職大学設置基準の制定

省令の概要

(1) 総 則

① 趣 旨

専門職大学設置基準は、専門職大学を設置するのに必要な最低の基準とするとともに、専門職大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならないこととしたこと。（第1条）

② 教育研究上の目的

専門職大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとしたこと。（第2条）

③ 入学者選抜

入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとするとともに、専門職大学は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとしたこと。（第3条）

④ 教員と事務職員等の連携及び協働

専門職大学は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該専門職大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとしたこと。（第4条）

(2) 教育研究上の基本組織

① 学 部

学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであって、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとしたこと。（第5条）

② 学 科

学部には、専攻により学科を設けるとともに、学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとするものとしたこと。（第6条）

③ 課 程

学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができることとしたこと。（第7条）

④ 学部以外の基本組織

ア 法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織は、当該専門職大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであって、次に掲げる要件を備えるものとしたこと。（第8条第1項）

(ア) 教育研究上適当な規模内容を有すること。

(イ) 教育研究上必要な教員組織、施設設備その他の諸条件を備えること。

(ウ) 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。

イ 学部以外の基本組織に係る専任教員数，校舎の面積及び必要な附属施設の基準は，当該学部以外の基本組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部等に係るこれらの基準に準ずるものとしたこと。（第8条第2項）

（3）収容定員

- ① 収容定員は，学科又は課程を単位とし，学部ごとに学則で定めるものとしたこと。この場合において，昼夜開講制を実施するとき及び外国に学部，学科その他の組織を設けるときはこれらに係る収容定員を，編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を，それぞれ明示するものとしたこと。（第9条第1項）
- ② 収容定員は，教員組織，校地，校舎等の施設，設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるとともに，専門職大学は，教育にふさわしい環境の確保のため，在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとしたこと。（第9条第2項及び第3項）

（4）教育課程

- ① 教育課程の編成方針
 - ア 専門職大学は，当該専門職大学，学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を，産業界及び地域社会と連携しつつ，自ら開設し，体系的に教育課程を編成するものとしたこと。（第10条第1項）
 - イ 教育課程の編成に当たっては，専門職大学は，学部等の専攻に係る専門の学芸を教授し，専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を展開させるとともに，豊かな人間性及び職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならないこととしたこと。（第10条第2項）
 - ウ 専門職大学は，専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し，当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに，当該状況の変化に対応し，授業科目の内容，教育課程の構成等について，不断の見直しを行うものとしたこと。また，当該授業科目の開発，教育課程の編成及びそれらの見直しは，教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに，適切な体制を整えて行うものとしたこと。（第10条第3項及び第4項）
- ② 教育課程連携協議会
 - ア 専門職大学は，産業界及び地域社会との連携により，教育課程を編成し，及び円滑かつ効果的に実施するため，教育課程連携協議会を設けるものとしたこと。（第11条第1項）
 - イ 教育課程連携協議会は，次の者をもって構成するものとしたこと。（第11条第2項）
 - （ア）学長が指名する教員その他の職員

- (イ) 当該専門職大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者
 - (ウ) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
 - (エ) 臨地実務実習（（５）⑧ア（エ）の臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職大学と連携する事業者
 - (オ) 当該専門職大学の教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認める者
- ウ 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとしたこと。（第11条第3項）
- (ア) 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
 - (イ) 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項
- ③ 教育課程の編成方法
- 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとしたこと。（第12条）
- ④ 専門職大学の授業科目
- 専門職大学は、次に掲げる授業科目を開設するものとしたこと。（第13条）
- ア 基礎科目（生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。）
 - イ 職業専門科目（専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。）
 - ウ 展開科目（専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。）
 - エ 総合科目（修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に高めるための授業科目をいう。）
- ⑤ 単 位
- ア 各授業科目の単位数は、専門職大学において定めるものとしたこと。単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとしたこと。（第14条第1項及び第2項）
 - (ア) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で専門職大学が定める時間の授業をもって1単位とすること。

(イ) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で専門職大学が定める時間の授業をもって1単位とすること。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専門職大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができること。

(ウ) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、(ア)及び(イ)の基準を考慮して専門職大学が定める時間の授業をもって1単位とすること。

イ 卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができることとしたこと。(第14条第3項)

⑥ 1年間の授業期間

1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則としたこと。(第15条)

⑦ 各授業科目の授業期間

各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとしたこと。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができることと認められる場合は、この限りでないこと。(第16条)

⑧ 授業を行う学生数

専門職大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、40人以下とすることとしたこと。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができることと認められる場合は、この限りでないこと。(第17条)

⑨ 授業の方法

ア 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとしたこと。(第18条第1項)

イ 授業の方法として、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で授業を履修させること、授業を外国において履修させること及び授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行うことができることとしたこと。(第18条第2項から第4項まで)

⑩ 成績評価基準等の明示等

専門職大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとしたこと。また、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとしたこと。(第19条)

⑪ 教育内容等の改善のための組織的な研修等

専門職大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究(ファカルティ・ディベロップメント)を実施するものとしたこと。(第20条)

⑫ 昼夜開講制

専門職大学は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制により授業を行うことができることとしたこと。（第21条）

(5) 卒業の要件等

① 単位の授与

専門職大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとしたこと。ただし、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、専門職大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができることとしたこと。（第22条）

② 履修科目の登録の上限

ア 専門職大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならないこととしたこと。また、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、専門職大学の定めるところにより、当該上限を超えて履修科目の登録を認めることができることとしたこと。（第23条）

③ 他の大学又は短期大学における授業科目の履修等

ア 専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で当該専門職大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができることとしたこと。（第24条第1項）

イ アは、学生が、外国の大学等に留学する場合、外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用すること。（第24条第2項）

④ 大学以外の教育施設等における学修

ア 専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門職大学における授業科目の履修とみなし、専門職大学の定めるところにより単位を与えることができることとしたこと。（第25条第1項）

イ アにより与えることができる単位数は、③アにより当該専門職大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとしたこと。（第25条第2項）

⑤ 入学前の既修得単位等の認定

ア 専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学に入

- 学する前に大学等において履修した授業科目について修得した単位を、当該専門職大学に入学した後の当該専門職大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができることとしたこと。（第26条第1項）
- イ 専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学に入学する前に行った④アの学修を、当該専門職大学における授業科目の履修とみなし、専門職大学の定めるところにより単位を与えることができることとしたこと。（第26条第2項）
- ウ 専門職大学は、学生が当該専門職大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該実践的な能力の修得を、当該専門職大学における授業科目の履修とみなし、30単位を超えない範囲で専門職大学の定めるところにより、単位を与えることができることとしたこと。（第26条第3項）
- エ アからウまでにより修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該専門職大学において修得した単位以外のものについては、③ア及び④アにより当該専門職大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとしたこと。（第26条第4項）

⑥ 長期にわたる教育課程の履修

専門職大学は、専門職大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができることとしたこと。（第27条）

⑦ 科目等履修生等

ア 専門職大学は、専門職大学の定めるところにより、科目等履修生に対し、単位を与えることができることとし、科目等履修生に対する単位の授与については、①を準用することとしたこと。（第28条第1項及び第2項）

イ 専門職大学は、科目等履修生その他の学生以外の者（科目等履修生等）を相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員及び校地・校舎の面積を増加するものとしたこと。また、科目等履修生等を受け入れる場合においては、一の授業科目について同時に授業を行うこれらの者の人数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとしたこと。（第28条第3項及び第4項）

⑧ 卒業の要件

ア 専門職大学の卒業の要件は、次のいずれにも該当することとしたこと。

（第29条第1項）

（ア）専門職大学に4年以上在学すること。

（イ）124単位以上（基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ20単位以上、職業

専門科目に係る60単位以上並びに総合科目に係る4単位以上を含む。)を修得すること。

(ウ) 実験、実習又は実技による授業科目(やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができる)と認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目)に係る40単位以上を修得すること。

(エ) (ウ)の授業科目に係る単位に臨地実務実習(企業等の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であつて、文部科学大臣が定めるところにより開設されるものをいう。)に係る20単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができる場合には、5単位を超えない範囲で、連携実務演習等(企業等の事業者と連携して開設する演習又は実習等による授業科目のうち、当該事業者の実務にかかわる課題に取り組むもの(臨地実務実習を除く。))であつて、文部科学大臣が定めるところにより開設されるものをいう。)をもってこれに代えることができること。

イ アの卒業の要件として修得すべき124単位のうち、(4)⑨イに基づき多様なメディアを高度に利用して行う授業により修得する単位数は60単位を超えないものとしたこと。(第29条第2項)

⑨ 前期課程の修了要件

ア 専門職大学の前期課程のうち修業年限が2年のものの修了要件は、次のいずれにも該当することとしたこと。(第30条第1項)

(ア) 専門職大学の前期課程に2年以上在学すること。

(イ) 62単位以上(基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ10単位以上、職業専門科目に係る30単位以上並びに総合科目に係る2単位以上を含む。)を修得すること。

(ウ) 実験、実習又は実技による授業科目(やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができる)と認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目)に係る20単位以上を修得すること。

(エ) (ウ)の授業科目に係る単位に臨地実務実習に係る10単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができる)と認められる場合には、2単位を超えない範囲で、連携実務演習等をもってこれに代えることができること。

イ 専門職大学の前期課程のうち修業年限が3年のものの修了要件は、次のいずれにも該当することとしたこと。(第30条第2項)

(ア) 専門職大学の前期課程に3年以上在学すること。

(イ) 93単位以上(基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ15単位以上、職業専門科目に係る45単位以上並びに総合科目に係る2単位以上を含む。)を修得すること。

(ウ) 実験、実習又は実技による授業科目(やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができる)と認める場合には、演習、

実験，実習又は実技による授業科目）に係る30単位以上を修得すること。

(エ) (ウ) の授業科目に係る単位に臨地実務実習に係る15単位が含まれること。ただし，やむを得ない事由があり，かつ，教育効果を十分にあげることができる認められる場合には，3単位を超えない範囲で，連携実務演習等をもってこれに代えることができること。

ウ 夜間において授業を行う学部その他授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学部に係る修業年限が3年の専門職大学の前期課程の修了要件は，イにかかわらず，専門職大学に3年以上在学し，ア（イ）から（エ）までのいずれにも該当することとすることができるものとしたこと。（第30条第3項）

(6) 教員組織

① 教員組織

ア 専門職大学は，その教育研究上の目的を達成するため，教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ，必要な教員を置くものとしたこと。（第31条第1項）

イ 専門職大学は，教育研究の実施に当たり，教員の適切な役割分担の下で，組織的な連携体制を確保し，教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとしたこと。（第31条第2項）

ウ 専門職大学は，教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため，教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとしたこと。（第31条第3項）

エ 専門職大学は，二以上の校地において教育を行う場合においては，それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとし，それぞれの校地には，当該校地における教育に支障のないよう，原則として専任の教授又は准教授を少なくとも1人以上置くものとしたこと。ただし，その校地が隣接している場合は，この限りでないこととしたこと。（第31条第4項）

② 授業科目の担当

専門職大学は，教育上主要と認める授業科目（主要授業科目）については原則として専任の教授又は准教授に，主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授，准教授，講師又は助教に担当させるものとしたこと。また，演習，実験，実習又は実技を伴う授業科目については，なるべく助手に補助させるものとしたこと。（第32条）

③ 授業を担当しない教員

専門職大学には，教育研究上必要があるときは，授業を担当しない教員を置くことができることとしたこと。（第33条）

④ 専任教員

ア 教員は，一の専門職大学に限り，専任教員となるものとし，専任教員は，専ら一の専門職大学における教育研究に従事するものとしたこと。（第34条第1項及び第2項）

イ アにかかわらず、専門職大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該専門職大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該専門職大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該専門職大学の専任教員とすることができることとしたこと。（第34条第3項）

⑤ 専任教員数

ア 専任教員数の基準として、学部の種類及び規模に応じて必要とされる教授等の数及び専門職大学全体の収容定員に応じて必要とされる教授等の数をそれぞれ別表により定め、専門職大学における専任教員数は、それぞれの別表に定める数を合計した数以上としたこと。（第35条並びに別表第1イの表及びロの表）

イ アの別表に定める専任教員数の半数以上は原則として教授とすることとしたこと。（別表第1イの表備考第1号）

ウ 収容定員の数アの別表に定める数に満たない場合における専任教員数は、その2割の範囲内において兼任の教員に代えることができることとしたこと。（別表第1イの表備考第3号）

エ 夜間学部がこれと同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用する場合の必要専任教員数は、アの別表に定める教員数の3分の1以上としたこと。ただし、夜間学部の収容定員が昼間学部の収容定員を超える場合は、夜間学部の必要専任教員数は別表に定める教員数とし、昼間学部の必要専任教員数は別表に定める教員数の3分の1以上としたこと。また、昼夜開講制を実施する場合は、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、別表に定める必要専任教員数を減ずることができることとしたこと。（別表第1イの表備考第6号及び第7号）

⑥ 実務の経験等を有する専任教員

ア ⑤による専任教員の数のおおむね4割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする事としたこと。（第36条第1項）

イ 実務の経験等を有する専任教員のうち、アのおおむね4割の専任教員の数に2分の1を乗じて算出される数以上は、次のいずれかに該当する者とする事としたこと。（第36条第2項）

(ア) 大学において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴のある者

(イ) 博士の学位、修士の学位又は修士（専門職）、法務博士（専門職）若しくは教職修士（専門職）の学位を有する者

(ウ) 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

ウ アのおおむね4割の専任教員の数に2分の1を乗じて算出される数の範囲内については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者（いわゆる「みなし専任教員」）で足りるものとしたこと。（第36条第3項）

(7) 教員の資格

① 学長の資格

学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者としたこと。(第37条)

② 教授の資格

教授となることのできる者は、次のいずれかに該当し、かつ、専門職大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者としたこと。(第38条)

ア 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者

イ 研究上の業績がアの者に準ずると認められる者

ウ 修士(専門職)、法務博士(専門職)又は教職修士(専門職)の学位を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

エ 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴のある者

オ 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者及び実際的な技術の修得を主とする分野にあつては実際的な技術に秀でていと認められる者

カ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

③ 准教授の資格

准教授となることのできる者は、次のいずれかに該当し、かつ、専門職大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者としたこと。(第39条)

ア ②のいずれかに該当する者

イ 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴のある者

ウ 修士の学位又は修士(専門職)、法務博士(専門職)若しくは教職修士(専門職)の学位を有する者

エ 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者

オ 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

④ 講師の資格

講師となることのできる者は、次のいずれかに該当する者としたこと。(第40条)

ア ②又は③の教授又は准教授となることのできる者

イ その他特殊な専攻分野について、専門職大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

⑤ 助教の資格

助教となることのできる者は、次のいずれかに該当し、かつ、専門職大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者としたこと。(第41条)

ア ②アからカまで又は③アからオまでのいずれかに該当する者

イ 修士の学位(医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの

又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位)又は修士(専門職)、法務博士(専門職)若しくは教職修士(専門職)の学位を有する者

ウ 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

⑥ 助手の資格

助手となることのできる者は、次のいずれかに該当する者としたこと。
(第42条)

ア 学士の学位又は学士(専門職)の学位を有する者

イ アの者に準ずる能力を有すると認められる者

(8) 校地、校舎等の施設及び設備等

① 校地

ア 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとしたこと。(第43条第1項)

イ アにかかわらず、専門職大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるためアの空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができることとしたこと。(第43条第2項)

ウ イの措置は、次に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとしたこと。(第43条第3項)

(ア) できる限り開放的であって、多くの学生が余裕をもって休息、交流その他に利用できるものであること。

(イ) 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。

② 運動場、体育館その他のスポーツ施設

ア 専門職大学は、原則として体育館その他のスポーツ施設を備えるとともに、なるべく運動場を設けるものとしたこと。(第44条第1項)

イ 専門職大学は、やむを得ない特別の事情があるときは、体育館その他のスポーツ施設を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、体育館その他のスポーツ施設を設けないことができることとしたこと。(第44条第2項)

ウ イの措置は、当該専門職大学以外の者が備える運動施設であつて次に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとしたこと。(第44条第3項)

(ア) 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用できること。

(イ) 校舎から至近の位置に立地していること。

(ウ) 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであ

ること。

③ 校舎等施設

ア 専門職大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとしたこと。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでないこととしたこと。（第45条第1項）

（ア）学長室，会議室，事務室

（イ）研究室，教室（講義室，演習室，実験・実習室等とする。）

（ウ）図書館，医務室，学生自習室，学生控室

イ 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとしたこと。（第45条第2項）

ウ 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとしたこと。（第45条第3項）

エ 校舎には、アの施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとしたこと。（第45条第4項）

オ 専門職大学は、校舎のほか、なるべく講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとしたこと。（第45条第5項）

カ 夜間学部を置く専門職大学又は昼夜開講制を実施する専門職大学にあっては、研究室，教室，図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとしたこと。（第45条第6項）

④ 校地の面積

ア 専門職大学における校地の面積（附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）は、収容定員上の学生1人当たり10平方メートルとして算定した面積とすることとしたこと。（第46条第1項）

イ 専門職大学は、その場所に立地することが教育上特に必要であり、かつ、やむを得ない事由により所要の土地を取得することが困難であるためアの面積を確保することができないと認められる場合において、教育に支障のない限度において、当該面積を減ずることができることとしたこと。（第46条第2項）

ウ 同じ種類の昼間学部及び夜間学部が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学部及び夜間学部における教育研究に支障のない面積とすることとしたこと。（第46条第3項）

エ 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員，履修方法，施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、アの面積を減ずることができることとしたこと。（第46条第4項）

⑤ 校舎の面積

ア 校舎の面積の基準として、学部の種類及び規模に応じ必要とされる基準校舎面積及び加算校舎面積をそれぞれ別表により定め、専門職大学における校舎の面積は、一個の学部のみを置く専門職大学にあっては別表に定める基準校舎面積以上、複数の学部を置く専門職大学にあっては別表に定める基準面積と加算面積を合計した面積以上としたこと。（第47条並びに別

表第2イの表及びロの表)

イ 夜間学部が同じ種類の昼間学部と同一の施設を使用する場合は、夜間学部又は昼間学部の収容定員のいずれか多い数により、アの別表に定める面積とすることとしたこと。また、昼夜開講制を実施する場合には、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、別表に定める面積を減ずることができることとしたこと。(別表第2イの表備考第3号及び第4号)

ウ 卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実験・実習室その他の実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合その他の相当の事由があると認められる場合には、教育研究に支障がない限度において、アの別表に定める面積を減ずることができることとしたこと。(別表第2イの表備考第5号)

エ アの別表に定める校舎の面積は、専用部分の面積としたこと。ただし、当該専門職大学と他の学校、幼保連携型認定こども園、専修学校又は各種学校が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であって、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該専門職大学の教育研究に支障がない限度において、別表に定める面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができることとしたこと。(別表第2イの表備考第7号)

⑥ 図書等の資料及び図書館

ア 専門職大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとしたこと。(第48条第1項)

イ 図書館は、アの資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、アの資料の提供に関し、他の専門職大学の図書館等との協力に努めるものとしたこと。(第48条第2項)

ウ 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くとともに、専門職大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとし、閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとしたこと。(第48条第3項から第5項まで)

⑦ 附属施設

ア 次の表の左欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ右欄に掲げる附属施設を置くものとしたこと。また、工学に関する学部を置く専門職大学には、原則として実験・実習工場を置くものとしたこと。(第49条)

学部又は学科	附属施設
教員養成に関する学部又は学科	附属学校又は附属幼保連携型認定こども園
農学に関する学部	農場

林学に関する学部	演習林
畜産学に関する学部又は学科	飼育場又は牧場
水産学又は商船に関する学部	練習船（共同利用による場合を含む。）
水産増殖に関する学科	養殖施設
薬学に関する学部又は学科	薬用植物園（薬草園）
体育に関する学部又は学科	体育館

⑧ 実務実習に必要な施設

専門職大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとしたこと。（第50条）

⑨ 機械、器具等

専門職大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとしたこと。（第51条）

⑩ 二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備

専門職大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとしたこと。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでないこと。（第52条）

⑪ 教育研究環境の整備

専門職大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとしたこと。（第53条）

⑫ 大学等の名称

ア 専門職大学は、その名称中に専門職大学という文字を用いなければならないこととしたこと。（第54条第1項）

イ 専門職大学、学部及び学科の名称は、専門職大学等として相当であるとともに、当該専門職大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとするものとしたこと。（第54条第2項）

(9) 事務組織等

① 事務組織

専門職大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとしたこと。（第55条）

② 厚生補導の組織

専門職大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとしたこと。（第56条）

③ 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制

専門職大学は、当該専門職大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、専門職大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとしたこと。（第57条）

④ 研修の機会等

専門職大学は、当該専門職大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（スタッフ・ディベロップメント）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとしたこと。（第58条）

(10) 共同教育課程に関する特例

二以上の専門職大学は、その専門職大学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、当該二以上の専門職大学のうち一の専門職大学が開設する授業科目を、当該二以上の専門職大学のうち他の専門職大学の教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職大学ごとに同一内容の教育課程（共同教育課程）を編成することができること等とし、共同教育課程に関する特例として、共同教育課程に係る単位の認定、共同学科に係る卒業の要件、専任教員数、校地の面積、校舎の面積並びに施設及び設備に関する事項を定めたこと。（第59条から第65条まで）

(11) 国際連携学科に関する特例

専門職大学は、その学部の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学部に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の専門職大学に相当する大学と連携して教育研究を実施するための学科（国際連携学科）を設けることができること等とし、国際連携学科に関する特例として、国際連携教育課程の編成、共同開設科目、国際連携教育課程に係る単位の認定、卒業の要件、専任教員数並びに施設及び設備に関する事項を定めたこと。（第66条から第72条まで）

(12) 雑 則

① 外国に設ける組織

専門職大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に学部、学科その他の組織を設けることができることとしたこと。（第73条）

② 段階的整備

新たに専門職大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができることとしたこと。（第74条）

2 専門職短期大学設置基準の制定

省令の概要

(1) 総 則

① 趣 旨

専門職短期大学設置基準は、専門職短期大学を設置するのに必要な最低の基準とするとともに、専門職短期大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ること

とに努めなければならないこととしたこと。（第1条）

② 教育研究上の目的

専門職短期大学は、学科又は専攻課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとしたこと。（第2条）

③ 入学者選抜

入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとするとともに、専門職短期大学は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとしたこと。（第3条）

④ 教員と事務職員等の連携及び協働

専門職短期大学は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該専門職短期大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとしたこと。（第4条）

(2) 学 科

① 学 科

学科は、教育研究の必要に応じ組織されるものであって、教員組織その他が学科として適当な規模内容をもつと認められるものとしたこと。（第5条第1項）

② 専攻課程

学科には、教育上特に必要があるときは、専攻課程を置くことができることとしたこと。（第5条第2項）

(3) 収容定員

① 収容定員は、学科ごとに学則で定めるものとしたこと。この場合において、学科に専攻課程を置くときは、専攻課程を単位として学科ごとに定めるものとしたこととともに、昼夜開講制を実施するとき及び外国に学科その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとしたこと。（第6条第1項及び第2項）

② 収容定員は、教員組織、校地、校舎その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるとともに、専門職短期大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとしたこと。（第6条第3項及び第4項）

(4) 教育課程

① 教育課程の編成方針

ア 専門職短期大学は、当該専門職短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとしたこと。（第7条第1項）

イ 教育課程の編成に当たっては、専門職短期大学は、学科に係る専門の学

芸を教授し、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を育成するとともに、豊かな人間性及び職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならないこととしたこと。（第7条第2項）

ウ 専門職短期大学は、学科に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとしたこと。また、当該授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとしたこと。（第7条第3項及び第4項）

② 教育課程連携協議会

ア 専門職短期大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとしたこと。（第8条第1項）

イ 教育課程連携協議会は、次の者をもって構成するものとしたこと。（第8条第2項）

(ア) 学長が指名する教員その他の職員

(イ) 当該専門職短期大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者

(ウ) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

(エ) 臨地実務実習（（5）⑧ア（エ）の臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職短期大学と連携する事業者

(オ) 当該専門職短期大学の教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認める者

ウ 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとしたこと。（第8条第3項）

(ア) 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

(イ) 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

③ 教育課程の編成方法

教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとしたこと。（第9条）

④ 専門職短期大学の授業科目

専門職短期大学は、次に掲げる授業科目を開設するものとしたこと。（第10条）

ア 基礎科目（生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立

を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。)

イ 職業専門科目（専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。)

ウ 展開科目（専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。)

エ 総合科目（修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に高めるための授業科目をいう。)

⑤ 単 位

ア 各授業科目の単位数は、専門職短期大学において定めるものとしたこと。単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとしたこと。（第11条第1項及び第2項）

（ア）講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で専門職短期大学が定める時間の授業をもって1単位とすること。

（イ）実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で専門職短期大学が定める時間の授業をもって1単位とすること。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専門職短期大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができること。

（ウ）一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、（ア）及び（イ）の基準を考慮して専門職短期大学が定める時間の授業をもって1単位とすること。

イ 卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができることとしたこと。（第11条第3項）

⑥ 1年間の授業期間

1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則としたこと。（第12条）

⑦ 各授業科目の授業期間

各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとしたこと。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができる場合、この限りでないこと。（第13条）

⑧ 授業を行う学生数

専門職短期大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、40人以下とすることとしたこと。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育

効果をあげることができるものと認められる場合は、この限りでないこと。（第14条）

⑨ 授業の方法

ア 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとしたこと。（第15条第1項）

イ 授業の方法として、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で授業を履修させること、授業を外国において履修させること及び授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行うことができることとしたこと。（第15条第2項から第4項まで）

⑩ 成績評価基準等の明示等

専門職短期大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとしたこと。また、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとしたこと。（第16条）

⑪ 教育内容等の改善のための組織的な研修等

専門職短期大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）を実施するものとしたこと。（第17条）

⑫ 昼夜開講制

専門職短期大学は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制により授業を行うことができることとしたこと。（第18条）

（5）卒業の要件等

① 単位の授与

専門職短期大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとしたこと。ただし、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、専門職短期大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができることとしたこと。（第19条）

② 履修科目の登録の上限

ア 専門職短期大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならないこととしたこと。また、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、専門職短期大学の定めるところにより、当該上限を超えて履修科目の登録を認めることができることとしたこと。（第20条）

③ 他の短期大学又は大学における授業科目の履修等

ア 専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職短期大学の定めるところにより他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限が2年の専門職短期大学にあっては30単

位、修業年限が3年の専門職短期大学にあつては46単位（（5）⑨による卒業要件の特例を適用する夜間3年制の専門職短期大学にあつては30単位）を超えない範囲で当該専門職短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができることとしたこと。（第21条第1項）

イ アは、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用すること。（第21条第2項）

④ 短期大学又は大学以外の教育施設等における学修

ア 専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門職短期大学における授業科目の履修とみなし、専門職短期大学の定めるところにより単位を与えることができることとしたこと。（第22条第1項）

イ アにより与えることができる単位数は、修業年限が2年の専門職短期大学にあつては③アにより当該専門職短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位、修業年限が3年の専門職短期大学にあつては③アにより当該専門職短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて46単位（卒業要件の特例を適用する夜間3年制の専門職短期大学にあつては30単位）を超えないものとしたこと。（第22条第2項）

⑤ 入学前の既修得単位等の認定

ア 専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職短期大学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、当該専門職短期大学に入学した後の当該専門職短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができることとしたこと。（第23条第1項）

イ 専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職短期大学に入学する前に行った④アの学修を、当該専門職短期大学における授業科目の履修とみなし、専門職短期大学の定めるところにより単位を与えることができることとしたこと。（第23条第2項）

ウ 専門職短期大学は、学生が当該専門職短期大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該実践的な能力の修得を、当該専門職短期大学における授業科目の履修とみなし、修業年限が2年の専門職短期大学にあつては15単位を、修業年限が3年の専門職短期大学にあつては23単位（卒業要件の特例を適用する夜間3年制の専門職短期大学にあつては15単位）を超えない範囲で専門職短期大学の定めるところにより、単位を与えることができることとしたこと。（第23条第3項）

エ アからウまでにより修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職短期大学において修得した単位以外のものについては、③ア及び④アにより当該専門職短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限が2年の専門職短期大学にあつては30単位を、修業年限が3年の専門職短期大学にあつては46単位（卒業要件の特例を適用する夜間3年制の専門職短期大学にあつては30単位）を超えないものとしたこと。（第23条第4項）

⑥ 長期にわたる教育課程の履修

専門職短期大学は、専門職短期大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができることとしたこと。（第24条）

⑦ 科目等履修生等

ア 専門職短期大学は、専門職短期大学の定めるところにより、科目等履修生に対し、単位を与えることができることとし、科目等履修生に対する単位の授与については、①を準用することとしたこと。（第25条第1項及び第2項）

イ 専門職短期大学は、科目等履修生その他の学生以外の者（科目等履修生等）を相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員及び校地・校舎の面積を増加するものとしたこと。また、科目等履修生等を受け入れる場合においては、一の授業科目について同時に授業を行うこれらの者の人数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとしたこと。（第25条第3項及び第4項）

⑧ 卒業の要件

ア 修業年限が2年の専門職短期大学の卒業の要件は、次のいずれにも該当することとしたこと。（第26条第1項）

（ア）専門職短期大学に2年以上在学すること。

（イ）62単位以上（基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ10単位以上、職業専門科目に係る30単位以上並びに総合科目に係る2単位以上を含む。）を修得すること。

（ウ）実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る20単位以上を修得すること。

（エ）（ウ）の授業科目に係る単位に臨地実務実習（企業等の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であつて、文部科学大臣が定めるところにより開設されるものをいう。）に係る10単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、2単位を超えない範囲で、連携実務演習等（企業等の事業者と連携して開設する演習又は実習等による授業科目のうち、当該事業者

の実務にかかわる課題に取り組むもの（臨地実務実習を除く。）であって、文部科学大臣が定めるところにより開設されるものをいう。）をもってこれに代えることができること。

イ 修業年限が3年の専門職短期大学の卒業の要件は、次のいずれにも該当することとしたこと。（第26条第2項）

（ア）専門職短期大学に3年以上在学すること。

（イ）93単位以上（基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ15単位以上，職業専門科目に係る45単位以上並びに総合科目に係る2単位以上を含む。）を修得すること。

（ウ）実験，実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり，かつ，教育効果を十分にあげることができる場合）には，演習，実験，実習又は実技による授業科目）に係る30単位以上を修得すること。

（エ）（ウ）の授業科目に係る単位に臨地実務実習に係る15単位が含まれること。ただし，やむを得ない事由があり，かつ，教育効果を十分にあげることができる場合）には，3単位を超えない範囲で，連携実務演習等をもってこれに代えることができること。

ウ ア及びイにより卒業の要件として修得すべき単位数のうち，（4）⑨イの多様なメディアを高度に利用して行う授業により修得する単位数は，修業年限2年の専門職短期大学にあつては30単位，修業年限3年の専門職短期大学にあつては46単位（卒業要件の特例を適用する夜間3年制の専門職短期大学にあつては30単位）を超えないものとしたこと。（第26条第3項）

⑨卒業の要件の特例

夜間において授業を行う学科その他授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学科（夜間学科等）に係る修業年限が3年の専門職短期大学の卒業の要件は，専門職短期大学に3年以上在学し，（5）⑧ア（イ）から（エ）までのいずれにも該当することとすることができるものとしたこと。（第27条）

（6）教員組織

① 教員組織

ア 専門職短期大学は，その教育研究上の目的を達成するため，学科の規模及び授与する学位の分野に応じ，必要な教員を置くものとしたこと。（第28条第1項）

イ 専門職短期大学は，教育研究の実施に当たり，教員の適切な役割分担の下で，組織的な連携体制を確保し，教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとしたこと。（第28条第2項）

ウ 専門職短期大学は，教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため，教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとしたこと。（第28条第3項）

エ 専門職短期大学は，二以上の校地において教育を行う場合においては，

それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとし、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも1人以上置くものとしたこと。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでないこととしたこと。（第28条第4項）

② 授業科目の担当

専門職短期大学は、教育上主要と認める授業科目（主要授業科目）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させるものとしたこと。また、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとしたこと。（第29条）

③ 授業を担当しない教員

専門職短期大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができることとしたこと。（第30条）

④ 専任教員

ア 教員は、一の専門職短期大学に限り、専任教員となるものとし、専任教員は、専ら一の専門職短期大学における教育研究に従事するものとしたこと。（第31条第1項及び第2項）

イ アにかかわらず、専門職短期大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該専門職短期大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該専門職短期大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該専門職短期大学の専任教員とすることができることとしたこと。（第31条第3項）

⑤ 専任教員数

ア 専任教員数の基準として、学科の種類及び規模に応じて必要とされる教授等の数及び専門職短期大学全体の入学定員に応じて必要とされる教授等の数をそれぞれ別表により定め、専門職短期大学における専任教員数は、それぞれの別表に定める数を合計した数以上としたこと。（第32条並びに別表第1イの表及びロの表）

イ アの別表に定める専任教員数の3割以上は教授とすることとしたこと。（別表第1イの表備考第1号）

ウ 入学定員の数がアの別表に定める数に満たない場合における専任教員数は、その2割の範囲内において兼任の教員に代えることができることとしたこと。（別表第1イの表備考第5号）

エ 教育課程が同一又は類似の夜間学科等を併せ置く場合の当該夜間学科等の必要専任教員数は、アの別表に定める教員数の3分の1以上としたこと。ただし、夜間学科等の入学定員が昼間学科等の入学定員を超える場合には、当該夜間学科等の必要専任教員数は別表に定める教員数とし、当該昼間学科等の必要専任教員数は別表に定める教員数の3分の1以上としたこと。また、昼夜開講制を実施する場合は、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、別表に定める必要専任教員数を減ずることができることとしたこと。（別表第

1イの表備考第8号及び第9号)

⑥ 実務の経験等を有する専任教員

ア ⑤による専任教員の数のおおむね4割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする事としたこと。(第33条第1項)

イ 実務の経験等を有する専任教員のうち、アのおおむね4割の専任教員の数に2分の1を乗じて算出される数以上は、次のいずれかに該当する者とする事としたこと。(第33条第2項)

(ア) 大学、短期大学又は高等専門学校において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴のある者

(イ) 博士の学位、修士の学位又は修士(専門職)、法務博士(専門職)若しくは教職修士(専門職)の学位を有する者

(ウ) 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

ウ アのおおむね4割の専任教員の数に2分の1を乗じて算出される数の範囲内については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学科の運営について責任を担う者(いわゆる「みなし専任教員」)で足りるものとしたこと。(第33条第3項)

(7) 教員の資格

① 学長の資格

学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者としたこと。(第34条)

② 教授の資格

教授となることのできる者は、次のいずれかに該当し、かつ、専門職短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者としたこと。(第35条)

ア 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者

イ 研究上の業績がアの者に準ずると認められる者

ウ 修士(専門職)、法務博士(専門職)又は教職修士(専門職)の学位を有し、当該学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

エ 大学、短期大学又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴のある者

オ 芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実地的な技術の修得を主とする分野にあっては実地的な技術に秀でていと認められる者

カ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

③ 准教授の資格

准教授となることのできる者は、次のいずれかに該当し、かつ、専門職短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者としたこと。(第36条)

ア ②のいずれかに該当する者

- イ 大学，短期大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員としての経歴のある者
- ウ 修士の学位又は修士（専門職），法務博士（専門職）若しくは教職修士（専門職）の学位を有する者
- エ 研究所，試験所，調査所等に在職し，研究上の業績を有する者
- オ 専攻分野について，優れた知識及び経験を有すると認められる者

④ 講師の資格

講師となることのできる者は，次のいずれかに該当する者としたこと。
（第37条）

- ア ②又は③の教授又は准教授となることのできる者
- イ その他特殊な専攻分野について，専門職短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

⑤ 助教の資格

助教となることのできる者は，次のいずれかに該当し，かつ，専門職短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者としたこと。（第38条）

- ア ②アからカまで又は③アからオまでのいずれかに該当する者
- イ 修士の学位（医学を履修する課程，歯学を履修する課程，薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については，学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位を有する者
- ウ 専攻分野について，知識及び経験を有すると認められる者

⑥ 助手の資格

助手となることのできる者は，次のいずれかに該当する者としたこと。
（第39条）

- ア 学士の学位又は学士（専門職）の学位を有する者
- イ アの者に準ずる能力を有すると認められる者

(8) 校地，校舎等の施設及び設備等

① 校地

ア 校地は，教育にふさわしい環境をもち，校舎の敷地には，学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとしたこと。（第40条第1項）

イ アにかかわらず，専門職短期大学は，法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるためアの空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において，学生が休息その他に利用するため，適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職短期大学が講じている場合に限り，空地を校舎の敷地に有しないことができることとしたこと。
（第40条第2項）

ウ イの措置は，次に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行

うものとしたこと。(第43条第3項)

(ア) できる限り開放的であって、多くの学生が余裕をもって休息、交流その他に利用できるものであること。

(イ) 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。

② 運動場、体育館その他のスポーツ施設

ア 専門職短期大学は、原則として体育館その他のスポーツ施設を備えるとともに、なるべく運動場を設けるものとしたこと。(第41条第1項)

イ 専門職短期大学は、やむを得ない特別の事情があるときは、体育館その他のスポーツ施設を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職短期大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、体育館その他のスポーツ施設を設けないことができることとしたこと。(第41条第2項)

ウ イの措置は、当該専門職短期大学以外の者が備える運動施設であって次に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとしたこと。(第41条第3項)

(ア) 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用できること。

(イ) 校舎から至近の位置に立地していること。

(ウ) 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。

③ 校舎等施設

ア 専門職短期大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとしたこと。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでないこととしたこと。(第42条第1項)

(ア) 学長室、会議室、事務室

(イ) 教室(講義室、演習室、実験室、実習室等とする。)、研究室

(ウ) 図書館、保健室

イ 教室は、学科の種類及び学生数に応じ、必要な種類と数を備えるものとしたこと。(第42条第2項)

ウ 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとしたこと。(第42条第3項)

エ 校舎には、アの施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとしたこと。(第42条第4項)

オ 専門職短期大学は、ア及びウの施設のほか、なるべく講堂、学生自習室及び学生控室並びに寄宿舍、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとしたこと。(第42条第5項)

カ 夜間学科等を置く専門職短期大学又は昼夜開講制を実施する専門職短期大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとしたこと。(第42条第6項)

④ 図書等の資料及び図書館

ア 専門職短期大学は、学科の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴

覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとしたこと。（第43条第1項）

イ 図書館は、アの資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、アの資料の提供に関し、他の専門職短期大学の図書館等との協力を努めるものとしたこと。（第43条第2項）

ウ 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くとともに、専門職短期大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとし、閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとしたこと。（第43条第3項から第5項まで）

⑤ 校地の面積

ア 専門職短期大学における校地の面積（附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）は、収容定員上の学生1人当たり10平方メートルとして算定した面積とすることとしたこと。（第44条第1項）

イ 専門職短期大学は、その場所に立地することが教育上特に必要であり、かつ、やむを得ない事由により所要の土地を取得することが困難であるためアの面積を確保することができないと認められる場合において、教育に支障のない限度において、当該面積を減ずることができることとしたこと。（第44条第2項）

ウ 同じ種類の昼間学科及び夜間学科が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学科及び夜間学科における教育研究に支障のない面積とすることとしたこと。（第44条第3項）

エ 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、アの面積を減ずることができることとしたこと。（第44条第4項）

⑥ 校舎の面積

ア 校舎の面積の基準として、学科の種類及び規模に応じ必要とされる基準校舎面積及び加算校舎面積をそれぞれ別表により定め、専門職短期大学における校舎の面積は、一の分野についてのみ学科を置く専門職短期大学にあつては別表に定める基準校舎面積以上、二以上の分野についてそれぞれ学科を置く専門職短期大学にあつては別表に定める基準面積と加算面積を合計した面積以上としたこと。（第45条並びに別表第2イの表及びロの表）

イ 同じ種類の昼間学科及び夜間学科等が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校舎の面積は、当該昼間学科及び夜間学科等における教育研究に支障のない面積とすることとしたこと。また、昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、アの別表に定める面積を減ずることができることとしたこと。（別表第2イの表備考第3号及び第4号）

ウ 卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実験・実習室その他の実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合その他の相当の事由があると認められる場合には、教育研究に支障がない限度において、アの別表に定める面積を減ずることができることとしたこと。（別表第2イの表備考第5号）

エ アの別表に定める校舎の面積は、専用部分の面積としたこと。ただし、当該専門職短期大学と他の学校、幼保連携型認定こども園、専修学校又は各種学校が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であって、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該専門職短期大学の教育研究に支障がない限度において、別表に定める面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができることとしたこと。（別表第2イの表備考第7号）

⑦ 附属施設

専門職短期大学には、学科の種類に応じ、教育研究上必要な場合は、適当な規模内容を備えた附属施設を置くものとしたこと。（第46条）

⑧ 実務実習に必要な施設

専門職短期大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとしたこと。（第47条）

⑨ 機械、器具等

専門職短期大学は、学科の種類、学生数及び教員数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとしたこと。（第48条）

⑩ 二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備

専門職短期大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとしたこと。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでないこと。（第49条）

⑪ 教育研究環境の整備

専門職短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとしたこと。（第50条）

⑫ 専門職短期大学等の名称

ア 専門職短期大学は、その名称中に専門職短期大学という文字を用いなければならないこととしたこと。（第51条第1項）

イ 専門職短期大学及び学科の名称は、専門職短期大学等として適当であるとともに、当該専門職短期大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとするものとしたこと。（第51条第2項）

(9) 事務組織等

① 事務組織

専門職短期大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとしたこと。（第52条）

② 厚生補導の組織

専門職短期大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとしたこと。（第53条）

③ 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制

専門職短期大学は、当該専門職短期大学及び学科又は専攻課程の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、専門職短期大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとしたこと。（第54条）

④ 研修の機会等

専門職短期大学は、当該専門職短期大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（スタッフ・ディベロップメント）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとしたこと。（第55条）

(10) 共同教育課程に関する特例

二以上の専門職短期大学は、その専門職短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、当該二以上の専門職短期大学のうち一の専門職短期大学が開設する授業科目を、当該二以上の専門職短期大学のうち他の専門職短期大学の教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職短期大学ごとに同一内容の教育課程（共同教育課程）を編成することができること等とし、共同教育課程に関する特例として、共同教育課程に係る単位の認定、共同学科に係る卒業の要件、専任教員数、校地の面積、校舎の面積並びに施設及び設備に関する事項を定めたこと。（第56条から第62条まで）

(11) 国際連携学科に関する特例

専門職短期大学は、その教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、専門職短期大学に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の専門職短期大学に相当する短期大学と連携して教育研究を実施するための学科（国際連携学科）を設けることができること等とし、国際連携学科に関する特例として、国際連携教育課程の編成、共同開設科目、国際連携教育課程に係る単位の認定、卒業の要件、専任教員数並びに施設及び設備に関する事項を定めたこと。（第63条から第69条まで）

(12) 雑 則

① 外国に設ける組織

専門職短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に学科その他の組織を設けることができることとしたこと。（第70条）

② その他の基準
専攻科及び別科に関する基準は、別に定めることとしたこと。（第71条）

③ 段階的整備
新たに専門職短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができることとしたこと。（第72条）

3 留意事項

(1) 実務経験者その他の入学者の多様性の確保について

① 専門職大学等においては、文部科学省高等教育局長が毎年度発出する大学入学者選抜実施要項に基づき、入学者選抜を適切に実施すること。専門職大学等では、設置基準において入学者の多様性確保に配慮した入学者選抜が努力義務化された趣旨を踏まえ、高等学校（普通科、専門学科及び総合学科）の卒業生、実務経験者その他の社会人、他の高等教育機関からの編入学生など、多様な入学者を積極的に受け入れることが期待されること。入学者の選抜に当たっては、実務経験や保有資格、技能検定での成績等を積極的に考慮するなど、多様な背景を持つ志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価すること等が考えられること。（専門職大学設置基準第3条第2項／専門職短期大学設置基準第3条第2項関係）

② 専門職大学等は、特に、実務経験者等の社会人の学修ニーズへの対応において積極的な役割を果たすことを期待されるものであること。各専門職大学等においては、多様なメディアを高度に利用したいわゆる遠隔授業や、昼夜開講制、長期履修学生、入学前の実務経験を勘案した単位認定等の制度の活用も含め、その目的に応じた適切な方法により、社会人が学びやすい学修機会の提供に取り組むことが望まれること。履修証明プログラム等による短期の学修機会を提供するとともに、その成果を入学後の学位取得にもつなげることができるよう、教育課程のモジュール化や学内単位バンクの整備等の取組も考えられること。（専門職大学設置基準第18条第2項、第21条、第26条第3項及び第27条／専門職短期大学設置基準第15条第2項、第18条、第23条第3項及び第24条関係）

(2) 教育課程の編成方針について

専門職大学等の教育は、理論と実務を架橋した教育により、実践的かつ創造的・応用的な能力を育成・展開させるものであること。各専門職大学等においては、産業界等との密接な連携を図りつつ、そのための教育課程を開発・実施し、不断の見直しを行っていくことが求められること。専門職大学設置基準第10条第4項及び専門職短期大学設置基準第7条第4項に規定する「適切な体制」の整備としては、授業科目の開発等に関する担当組織を設けることや、教育内容・方法の開発等に経験・実績のある教員等を配置することなどが考えられること。

（専門職大学設置基準第10条／専門職短期大学設置基準第7条関係）

(3) 教育課程連携協議会について

- ① 教育課程連携協議会の設置形態については、一の専門職大学等に一の教育課程連携協議会を設ける形のほか、分野や学部等の別により複数の教育課程連携協議会を設ける形が考えられること。なお、設置基準上の教育課程連携協議会であることが学内規程等により明らかにされていれば、その名称は、必ずしも「教育課程連携協議会」としなくとも差し支えないこと。
- ② 教育課程連携協議会の構成については、専門職大学設置基準第11条第2項及び専門職短期大学設置基準8条第2項の各号（第5号を除く。）に規定する構成員をそれぞれ1名以上含むものとし、その構成員の過半数は、当該専門職大学等の教職員以外の者とするを基本とすること。
- ③ 専門職大学設置基準第11条第2項第2号及び専門職短期大学設置基準第8条第2項第2号の「当該専門職大学／専門職短期大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体」は、主として職能団体や事業者団体を想定したものであるが、専攻分野の特性により、当該職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による研究団体なども含み得ること。
- ④ 教育課程連携協議会は、産業界等との連携による教育課程の編成・実施に関する基本的な事項や、その実施状況の評価に関する事項を審議するものであること。専門職大学等においては、教育研究機関としての自律性を確保しつつ、産業界等と連携した教育を推進することが求められており、学位授与や教育課程編成、教員業績審査等の専門的な事項については教授会が審議すること等を踏まえつつ、教育課程連携協議会が、他の審議機関との適切な役割分担を図りながら、積極的な機能を果たすことを期待されるものであること。

(専門職大学設置基準第11条／専門職短期大学設置基準第8条関係)

(4) 授業科目について

- ① 開設すべき授業科目として定めた基礎科目、職業専門科目、展開科目及び総合科目は、それら全体の履修を通じ、これからの社会で求められる実践的かつ創造的な専門職業人材を養成することを目指すものであること。理論にも裏付けられた実践力の育成に加え、特定の職業における専門性に留まらない分野全般への精通や、関連する他分野への展開、生涯にわたる資質向上のための基礎の涵養など、幅広い能力の育成を図ることを旨とするものであること。
- ② 基礎科目は、社会的・職業的自立を図るために必要な能力に加え、生涯にわたり自らの資質を向上させるために必要な能力を育成することを目的とするものであり、例えば、ICT、外国語など、様々な職種を通じたキャリアアップの基礎となるリテラシー科目等が、その内容として考えられること。
- ③ 職業専門科目は、特定の職業（職種）において必要とされる理論的かつ実践的な能力に加え、当該職業の分野（例えば、観光分野、農業分野、情報分

野など) についてその分野全般にわたり必要な能力を育成することを目的とするものであり、実習等の充実を図りつつ、理論と実践にわたる授業科目をバランスよく配当する必要があること。

- ④ 展開科目は、専攻する特定の職業分野に関連する他分野の応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成することを目的としており、例えば、専門技能等を活かした開業や新たな事業展開を図る際に必要となる経営等の知識や、連携・協働が進む隣接他分野の職業に関する知識等を学ぶ科目などが、その内容として考えられること。
- ⑤ 総合科目は、修得した知識・技能等を総合し、実践的かつ応用的な能力を総合的に高めることを目的とするものであり、卒業・修了を前に、それまでの授業等で身に付けた知識・技能等を統合し、真の課題解決力・創造性に結び付けるための総合的な演習科目等が、その内容として考えられること。
- ⑥ なお、各専門職大学等の教育課程においては、その教育の目的に応じ、これら4種類の授業科目以外の授業科目を開設することも可能であること。各専門職大学等においては、これらの授業科目の開設を通じ、学生の主体的な学修を促す教育活動の展開を図ることが期待されること。

(専門職大学設置基準第12条及び第13条／専門職短期大学設置基準第9条及び第10条関係)

(5) 同時に授業を行う学生数について

- ① 専門職大学等の教育課程の特性に鑑み、実習等をはじめとした実践的な職業教育の授業を効果的に実施できるよう、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、原則として、40人以下としたこと。
- ② 40人を超える学生数での授業が認められるケースとしては、例えば、著名な講師を招き、その講義を複数の学科等の学生に同時に聴講させる場合などで、教育上必要があり十分な効果をあげられる場合が考えられること。

(専門職大学設置基準第17条／専門職短期大学設置基準第14条関係)

(6) 入学前の実務の経験を通じた実践的な能力修得に対する単位認定について

- ① 入学前の実務の経験を通じた実践的な能力修得に対する単位認定について「文部科学大臣が別に定めるところ」としては、「専門職大学に関し必要な事項を定める件(文部科学省告示第109号)」第4条及び「専門職短期大学に関し必要な事項を定める件(文部科学省告示第110号)」第4条において、対象となる授業科目、単位を与えられる者及び単位を与える方法を定めていること。
- ② 当該単位認定を受けた者については、学校教育法第88条の2及び学校教育法施行規則第146条第1項の規定に基づき、専門職大学等の定めるところにより、修業年限の通算を認められるものともなり得ること。

(専門職大学設置基準第26条第3項／専門職短期大学設置基準第23条第3項関係)

(7) 専門職大学等の卒業の要件及び専門職大学の前期課程修了の要件について

卒業・修了要件について設置基準で定めた単位数は、各授業科目等において修得すべき最少の単位数であること。各専門職大学等では、単位制度の趣旨に沿い、個々の授業科目について十分な学習量を確保すること（単位制度の実質化）に留意した上で、これらを超える単位数を卒業・修了要件に位置付けることが可能であること。例えば、専門職大学にあっては、卒業に必要な単位数を124単位以上、開設すべき授業科目の単位数の合計を104単位以上（基礎科目20単位以上、職業専門科目60単位以上、展開科目20単位以上及び総合科目4単位以上）としており、その差分については、各専門職大学等の教育の目的に応じ、いずれかの単位数を増やす、又はこれら以外の授業科目を開設することにより修得させるものとする。

（専門職大学設置基準第29条及び第30条／専門職短期大学設置基準第26条関係）

(8) 臨地実務実習及び連携実務演習等について

- ① 臨地実務実習及び連携実務演習等の開設に関し「文部科学大臣が別に定めるところ」としては、「専門職大学に関し必要な事項を定める件」第5条及び「専門職短期大学に関し必要な事項を定める件」第5条において、実施計画の作成や当該実施計画に記載すべき事項、指導員の配置や当該指導員の要件等に関する事項を定めていること。
- ② 臨地実務実習については、学生を企業等の事業者の実務に従事させるものであることから、その実施方法や管理、手当等の実態によっては、実習先事業者と学生の間で使用従属関係が認められ、労働関係法令が適用される場合もあることに留意が必要であること。労働関係法令の適用の有無や適用される場合の遵守すべき事項等については、今後、厚生労働省と協議して指針を作成し、公表する予定であること。
- ③ なお、臨地実務実習の実習場所（「企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所」）については、企業等の学外の事業者の施設のほか、当該専門職大学等の附属施設であっても、専攻に係る職業等の事業を営む事業者としての運営がなされているものは、これに含み得ること。

（専門職大学設置基準第29条第1項第4号／専門職短期大学設置基準第26条第1項第4号関係）

(9) 専任教員について

- ① 専門職大学設置基準第34条第2項及び専門職短期大学設置基準第31条第2項の「専ら」とは、専任教員が当該専門職大学等における教育研究活動を本務とし、これに従事する時間の割合などが、他に従事する業務などと比べて著しく高いことを想定していること。
- ② 専門職大学設置基準第34条第3項及び専門職短期大学設置基準第31条第3項の「教育研究に支障がない」とは、教員本人の勤務形態とともに、当該専

門職大学等の教員組織全体の状況などに照らし、当該専門職大学等における教育研究の遂行に支障がないことを想定していること。同項による専任教員の占める割合が過度に高くなることにより、専門職大学等における教育研究の遂行に支障が生じる場合も想定されること、また、同項はあくまで第2項で定める専任教員の例外を定めるものであることから、第3項による専任教員の割合は、この趣旨を踏まえて適正なものとなるよう留意すること。

(専門職大学設置基準第34条／専門職短期大学設置基準第31条関係)

(10) 実務の経験等を有する専任教員について

- ① 専門職大学等においては、理論と実務の架橋を図り、実践的な教育を行う観点から、必要専任教員数のおおむね4割以上は、「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」（いわゆる「実務家教員」）としたこと。さらに当該必要とされる実務家専任教員数の2分の1以上は、実務の経験等に加え、大学等での教員歴、修士以上の学位、企業等での研究上の業績のいずれかを有する者（いわゆる「研究能力を併せ有する実務家教員」）としたこと。
- ② 実務家教員の「実務の能力」については、保有資格、実務の業績、実務を離れた後の年数等により、その適格を判断されるものであること。実務を離れた後の年数については、およその目安として、実務を離れてから5年から10年以内であることが望ましく、実務を離れる前の実務経験の長さも考慮されること。
- ③ 研究能力を併せ有する実務家教員のうち「企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者」については、研究業績として、著書、論文等の学術上の業績を必ずしも求めるものではなく、実務上の実践知識を形式知化、あるいは構造化・理論化し、様々な形で発表した業績などが含まれること。
- ④ ①により必要とされる実務家専任教員数の2分の1の範囲内は、いわゆる「みなし専任教員」として、「1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部／学科の運営について責任を負う者」で足りることとしたこと。ここにいう「教育課程の編成」については担当する授業科目の教育内容、単位認定などに責任を有すること等が、「学部／学科の運営」については教授会等への出席など、組織の運営に責任をもって関与すること等が、一般的に求められること。
- ⑤ 「みなし専任教員」については、企業等の現場で現に取り扱われている生きた知識・技能等を教授していく上で、その役割が期待されるものであり、(8)②の専任教員（大学等以外の業務をもつ専任教員）と同様、教育研究水準の維持・確保に考慮しつつ、適切な活用を図られたいこと。

(専門職大学設置基準第36条／専門職短期大学設置基準第33条関係)

(11) 空地及び体育館その他のスポーツ施設について

- ① 専門職大学等においては、空地を校舎の敷地に有し、体育館その他のスポーツ施設を備えることを原則とすること。特に、20歳前後の学生の人格形成

を促す上では、多様な活動を可能とする空間を確保するという観点が一層求められること。

- ② 「法令の規定による制限その他のやむを得ない事由」により、空地を校舎の敷地に有しない場合及び、体育館等を設けない場合とは、例えば、民間企業等の施設が集積し、既に高度に土地が利用されていること等の理由により、空地や体育館等を設けるために必要な土地の確保が、物理的に事実上困難であることや、土地の取得に関して法令の制限があることなど、客観的に見てやむを得ない事由がある場合であること。
- ③ 空地の代替措置については、授業の空き時間により一時的に使用されていない教室の提供ではなく、学生が常時使用可能な、休息、交流等のための専用の設備を備えるものとし、できる限り開放的で、余裕のある空間を確保する必要があること。
- ④ 体育館等の代替措置については、やむを得ず公共又は民間の運動施設を学生の利用に供する場合においても、当該専門職大学等に修学する学生の特性に応じて、学生が希望する球技等の様々な運動ができるよう配慮すること。
「経済的負担の軽減」については、体育館等を自ら備える場合と同等の環境を確保できるよう、学生の利用料等負担を無料とすることが望ましく、やむを得ない場合には、これに準ずるようできる限り低廉な価格にするなど、十分な軽減を図ること。
(専門職大学設置基準第43条及び第44条／専門職短期大学設置基準第40条及び第41条関係)

(12) 校地の面積について

- ① 校地の面積について、必要とされる面積は、原則として、収容定員上の学生1人当たり10平方メートルとして算定した面積としたこと。
- ② 「その場所に立地することが教育上特に必要」な場合とは、例えば、臨地実務実習の円滑な実施や実務家教員の確実な確保等のために、専門職大学等を特定の場所に立地させることが特に必要である場合をいうこと。
- ③ 「やむを得ない事由により所要の土地を確保することが困難」であるため基準面積を確保できない場合とは、例えば、専門職大学等の立地場所の周辺に民間企業等の施設が集積し、既に高度に土地が利用されていること等の理由により、設置基準に定める面積の確保が物理的に事実上困難であることや、土地の取得に関して法令の制限があること等といった、客観的に見てやむを得ない事由がある場合をいうこと。
- ④ 「教育上支障のない限度」とは、例えば、当該校地に必要な面積基準を満たす校舎が備えられるとともに、休息や交流等学生の多様な活動を可能とする空間が確保され、教育課程の編成・実施や厚生補導の実施等を図る上で支障のない範囲のものであることをいうこと。
(専門職大学設置基準第46条／専門職短期大学設置基準第44条関係)

(13) 校舎の面積について

- ① 専門職大学設置基準別表第2イの表第5号及び専門職短期大学設置基準別表第2イの表第5号の規定により、これらの表に定める面積を減ずることができる場合として、「(専門職大学設置基準)第29条第1項第4号／(専門職短期大学)第26条第1項第4号に規定する卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実験・実習室その他の実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合」及び「その他の相当の事由があると認められる場合」を規定したこと。
- ② 臨地実務実習に必要な施設を事業者の施設の使用により確保する場合の減算については、設置基準上も必修化された臨地実務実習(20単位分又は10単位若しくは15単位分)を実施するための施設が事業者から継続的・安定的に供用され、かつ、当該施設を含め、全授業科目の授業を実施する上で必要な施設設備が整っていることを条件として、事業者の施設における主な実習場所の面積に相当する面積を、必要校舎面積から減ずることを認めることとすること。なお、これにより減ずることができる面積は、別表第2に定める面積の15パーセントまでとすること。
- ③ 「その他の相当の事由があると認められる場合」の減算は、さらに、産業界等との密接な連携、社会人学生の受入れなどの専門職大学等の特色に鑑み、必要校舎面積を減ずることを認めるものであり、例えば、設置基準上必修化された臨地実務実習以外の実習を校外で行う場合に、校外施設の確保の状況に応じて必要校舎面積を減ずること等が考えられること。これにより、②の減算に加え、別表第2に定める面積の5パーセントまでをさらに減ずることができることとすること。
(専門職大学設置基準第47条及び別表第2／専門職短期大学設置基準第45条及び別表第2関係)

(14) その他

- ① その他専門職大学設置基準(第24条第2項を除く。)及び専門職短期大学設置基準(第21条第2項を除く。)の規定において「別に定めるところ」によることとされている事項については、「専門職大学に関し必要な事項を定める件」第1条から第3条まで及び第6条から第9条まで並びに「専門職短期大学に関し必要な事項を定める件」第1条から第3条まで及び第6条から第9条までの規定により、大学設置基準及び短期大学設置基準の相当の規定に基づく関係告示を準用することとしたこと。
- ② 専門職大学設置基準第24条第2項及び専門職短期大学設置基準第21条第2項の規定により、外国の大学等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものについては、「外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程(平成16年文部科学省告示第176号)」を改正して、同告示の規定を専門職大学等にも適用する予定であること。
- ③ その他専門職大学設置基準又は専門職短期大学設置基準の規定の解釈、留

意事項等については、必要に応じ、大学設置基準又は短期大学設置基準の相当規定に関する通知を参照されたいこと。

第四 専門職大学に関し必要な事項を定める件（平成29年文部科学省告示第109号）及び専門職短期大学に関し必要な事項を定める件（平成29年文部科学省告示第110号）

1 専門職大学に関し必要な事項を定める件の制定

告示の概要

（1）入学前の実務の経験を通じ実践的な能力を修得した者に対する単位認定に関する事項

専門職大学設置基準第26条第3項に規定する入学前の実務の経験を通じた実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなして行う単位の授与は、次の表の左欄に掲げる授業科目について、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によって行うものとしたこと。ただし、与えることのできる単位数は、同表の各項の方法により与える単位数を合わせて30単位を超えないものとしたこと。（第4条）

授業科目	単位を与えられる者	単位を与える方法
職業専門科目及び展開科目	<p>専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、法令の規定に基づく職業資格又は次に掲げる実務の能力に関する審査における成果（当該専門職大学において専門職大学の教育に相当する水準を有すると認めたものに限る。）を有することにより、当該専門職大学の授業科目において修得させることとしている実践的な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者</p> <p>① 法令の規定に基づく技能検定、技能審査その他の実務の能力に関する審査</p> <p>② ①に掲げるもののほか、①の審査と同等以上の社会的評価を有する実務の能力に関する審査であって、次に掲げる要件を備えたもの</p> <p>ア 審査を行う者が国、地方公共団体、独立行政法人その他の公益的法人であること</p>	<p>中欄に掲げる者の申出により、その者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとしている授業科目について、当該授業科目に係る単位を30単位を超えない範囲で与える。</p>

	<p>イ 審査の内容が、学校教育法第83条の2第1項に規定する専門職大学の目的に照らして適切なものであること</p> <p>ウ 審査が全国的な規模において、毎年1回以上行われるものであること</p> <p>エ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること</p>	
臨地実務実習	<p>専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、当該職業における実務上の業績を有することにより、当該専門職大学の授業科目において修得させることとしている実践的な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者</p>	<p>中欄に掲げる者の申出により、その者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとしている授業科目について、当該授業科目に係る単位を20単位を超えない範囲で与える。</p>

(2) 臨地実務実習及び連携実務演習等の開設に関する事項

- ア 専門職大学設置基準第29条第1項第4号に規定する臨地実務実習に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとしたこと。(第5条第1項)
- (ア) 臨地実務実習施設の開設者又は管理者である事業者等と協議して臨地実務実習の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。
- (イ) 実施計画には、臨地実務実習施設における実習の内容、期間、一日当たりの実習時間及び主たる実習場所、受け入れる学生の数、実習指導者の配置、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬及び交通費支給等の取扱い、実習中の災害補償及び損害賠償責任その他の臨地実務実習の実施に必要な事項を記載すること。
- (ウ) 臨地実務実習施設には、実習内容、受け入れる学生の数等に応じ、必要な数の実習指導者を置くこと。
- (エ) 実習指導者は、臨地実務実習に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、臨地実務実習の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。
- (オ) 巡回指導等の実施、定期的な報告の受理等により、臨地実務実習に係る授業科目を担当する教員が臨地実務実習施設における実習の実施状況を十分に把握できる体制を整えていること。
- イ 専門職大学設置基準第29条第1項第4号に規定する連携実務演習等に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。 (第5条第2項)

- (ア) 連携実務演習等の授業で取り組む課題は、連携先事業者における実務に密接な関連を有するものとして連携先事業者が指定するものであって、学生の探究的な学習活動が促されるものであること。
- (イ) 連携先事業者と協議して連携実務演習等の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。
- (ウ) 連携実務演習等の実施計画は、連携実務演習等の内容及び日程、演習等指導者の指定、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬等の取扱いその他の連携実務演習等の実施に必要な事項を記載すること。
- (エ) 連携先事業者において、演習等指導者を指定すること。
- (オ) 演習等指導者は、連携実務演習等に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、連携実務演習等の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

(3) その他必要な事項

次の表の左欄に掲げる事項については、同表右欄に掲げる告示の規定を準用するものとしたこと。(第1条から第3条まで及び第6条から第9条まで)

事項	準用する告示
専門職大学設置基準第18条第2項の規定に基づき、専門職大学が履修させることができる授業等(多様なメディアを高度に利用して行う授業)に関する事項	平成13年文部科学省告示第51号(大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件)
専門職大学設置基準第18条第4項の規定に基づき、専門職大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合に関する事項	平成15年文部科学省告示第43号(大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件)
専門職大学設置基準第25条第1項の規定に基づき、専門職大学が単位を与えることのできる学修(大学以外の教育施設等における学修)に関する事項	平成3年文部省告示第68号(大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件)
専門職大学設置基準第66条第1項の規定に基づき、専門職大学が国際連携学科を設ける場合に関する事項	平成26年文部科学省告示第164号(大学が国際連携学科を設ける場合について定める件)
専門職大学設置基準第67条第2項の規定に基づき、国際連携学科を設ける専門職大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職大学と協議する事項	平成26年文部科学省告示第168号(国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項について定める件)
専門職大学設置基準第73条の規定に基づき、専門職大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合に関する事項	平成20年文部科学省告示第103号(大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準)

項	
専門職大学設置基準第74条の規定に基づき、新たに専門職大学を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備に関する事項	平成15年文部科学省告示第44号（大学設置基準第四十五条の規定に基づき新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件）

2 専門職短期大学に関し必要な事項を定める件の制定

告示の概要

(1) 入学前の実務の経験を通じ実践的な能力を修得した者に対する単位認定に関する事項

専門職短期大学設置基準第23条第3項に規定する入学前の実務の経験を通じた実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなして行う単位の授与は、次の表の左欄に掲げる授業科目について、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によって行うものとする。ただし、与えることのできる単位数は、同表の各項の方法により与える単位数を合わせて、修業年限が2年の専門職短期大学にあつては15単位、修業年限が3年の専門職短期大学にあつては23単位（卒業要件の特例を適用する夜間3年制の専門職短期大学にあつては15単位）を超えないものとする。（第4条）

授業科目	単位を与えられる者	単位を与える方法
職業専門科目及び展開科目	<p>専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、法令の規定に基づく職業資格又は次に掲げる実務の能力に関する審査における成果（当該専門職短期大学において専門職短期大学の教育に相当する水準を有すると認められたものに限る。）を有することにより、当該専門職短期大学の授業科目において修得させることとしている実践的な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者</p> <p>① 法令の規定に基づく技能検定、技能審査その他の実務の能力に関する審査</p> <p>② ①に掲げるもののほか、①の審査と同等以上の社会的評価を有する実務の能力に関する審査であつて、次に掲げる</p>	<p>中欄に掲げる者の申出により、その者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとしている授業科目について、当該授業科目に係る単位を、修業年限が2年の専門職短期大学にあつては15単位を超えない範囲で、修業年限が3年の専門職短期大学にあつては23単位（卒業要件の特例を適用する夜間3年制の専門職短期大学にあつては15単位）を超えない範囲で与える。</p>

	<p>要件を備えたもの</p> <p>イ 審査を行う者が国，地方公共団体，独立行政法人その他の公益的法人であること</p> <p>ロ 審査の内容が，学校教育法第108条第4項に規定する専門職短期大学の目的に照らして適切なものであること</p> <p>ハ 審査が全国的な規模において，毎年1回以上行われるものであること</p> <p>ニ 審査の実施の方法が，適切かつ公正であること</p>	
臨地実務実習	<p>専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し，かつ，当該職業において実務上の業績を有することにより，当該専門職短期大学の授業科目において修得させることとしている実践的な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者</p>	<p>中欄に掲げる者の申出により，その者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとしている授業科目について，当該授業科目に係る単位を，修業年限が2年の専門職短期大学にあつては10単位を超えない範囲で，修業年限が3年の専門職短期大学にあつては15単位（卒業要件の特例を適用する夜間3年制の専門職短期大学にあつては10単位）を超えない範囲で与える。</p>

(2) 臨地実務実習及び連携実務演習等の開設に関する事項

ア 専門職短期大学設置基準第26条第1項第4号に規定する臨地実務実習に係る授業科目の開設は，次に掲げるところにより行うものとする。 (第5条第1項)

(ア) 臨地実務実習施設の開設者又は管理者である事業者等と協議して臨地実務実習の実施計画を作成し，当該実施計画に基づいて実施すること。

(イ) 実施計画には，臨地実務実習施設における実習の内容，期間，一日当たりの実習時間及び主たる実習場所，受け入れる学生の数，実習指導者の配置，成績評価の基準及び方法，学生に対する報酬及び交通費支給等の取扱い，実習中の災害補償及び損害賠償責任その他の臨地実務実習の実施に必

要な事項を記載すること。

(ウ) 臨地実務実習施設には、実習内容、受け入れる学生の数等に応じ、必要な数の実習指導者を置くこと。

(エ) 実習指導者は、臨地実務実習に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、臨地実務実習の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

(オ) 巡回指導等の実施、定期的な報告の受理等により、臨地実務実習に係る授業科目を担当する教員が臨地実務実習施設における実習の実施状況を十分に把握できる体制を整えていること。

イ 専門職短期大学設置基準第26条第1項第4号に規定する連携実務演習等に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。 (第5条第2項)

(ア) 連携実務演習等の授業で取り組む課題は、連携先事業者における実務に密接な関連を有するものとして連携先事業者が指定するものであって、学生の探究的な学習活動が促されるものであること。

(イ) 連携先事業者と協議して連携実務演習等の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。

(ウ) 連携実務演習等の実施計画は、連携実務演習等の内容及び日程、演習等指導者の指定、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬等の取扱いその他の連携実務演習等の実施に必要な事項を記載すること。

(エ) 連携先事業者において、演習等指導者を指定すること。

(オ) 演習等指導者は、連携実務演習等に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、連携実務演習等の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

(3) その他必要な事項

次の表の左欄に掲げる事項については、同表右欄に掲げる告示の規定を準用するものとする。 (第1条から第3条まで及び第6条から第9条まで)

事項	準用する告示
専門職短期大学設置基準第15条第2項の規定に基づき、専門職短期大学が履修させることができる授業等（多様なメディアを高度に利用して行う授業）に関する事項	平成13年文部科学省告示第52号（短期大学設置基準第十一条第二項の規定に基づき、短期大学が履修させることができる授業等について定める件）
専門職短期大学設置基準第15条第4項の規定に基づき、専門職短期大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合に関する事項	平成15年文部科学省告示第51号（短期大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件）
専門職短期大学設置基準第22条第1項の規定に基づき、専門職短期大学が単位を与えることのできる学修（専門職	平成3年文部省告示第69号（短期大学設置基準第十五条第一項の規定により、短期大学が単位を与えること

短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)に関する事項	のできる学修を定める件)
専門職短期大学設置基準第63条第1項の規定に基づき、専門職短期大学が国際連携学科を設ける場合に関する事項	平成26年文部科学省告示第166号(短期大学が国際連携学科を設ける場合について定める件)
専門職短期大学設置基準第64条第2項の規定に基づき、国際連携学科を設ける専門職短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職短期大学と協議する事項	平成26年文部科学省告示第170号(国際連携学科を設ける短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国短期大学と協議する事項について定める件)
専門職短期大学設置基準第70条の規定に基づき、専門職短期大学が外国に学科その他の組織を設ける場合に関する事項	平成20年文部科学省告示第105号(短期大学が外国に学科その他の組織を設ける場合の基準)
専門職短期大学設置基準第72条の規定に基づき、新たに専門職短期大学を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備に関する事項	平成15年文部科学省告示第52号(短期大学設置基準第三十七条の規定に基づき新たに短期大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件)

3 留意事項

(1) 入学前の実務の経験を通じ実践的な能力を修得した者に対する単位認定について

- ① 専門職大学設置基準第26条第3項又は専門職短期大学設置基準第23条第3項の規定により単位を与えられる者は、実務の経験を通じた実践的な能力の修得により、当該専門職大学等の授業科目で修得させる能力と同等以上の能力を既に有していると認められる者であり、その修得した能力に関し、職業資格・技能検定等による客観的な証明があるものについては職業専門科目及び展開科目に係る単位を、それ以外のものについては、専門職における相当の実務業績が認められることにより、臨地実務実習に係る単位を与えることが可能となること。当該単位の授与は、専門職大学等の定めるところにより行うものとしており、これを行う専門職大学等においては、単位を与えることのできる授業科目の名称や、求める職業資格・技能検定等又は実務業績について、予め明示しておくことが望ましいこと。
- ② 単位を与えることができるのは、当該職業資格・技能検定等又は職業実務業績から認められる能力が、その内容及び水準において、当該授業科目で修得させる能力以上と認められる場合であること。各専門職大学等においては、当該国家資格・技能検定等が証明する能力又は当該職業の職務範囲、従事した実務の困難性等から認められる能力の内容・水準が、当該授業科目の

到達目標等に照らして十分であるかを適切に判断の上、単位認定を行うこと。

(2) 臨地実務実習及び連携実務演習等について

- ① 臨地実務実習の実施に当たっては、座学で学んだ知識・技能を定着、発展させるなど、授業科目としての効果を十分に担保するよう、受入先事業者とも十分協議し、その実施内容・方法等を適切に定めること。
- ② 連携実務演習等については、臨地実務実習に代替するものであり、企業等の実務上の課題に取り組む課題解決型の授業科目としての効果を十分に担保するよう、連携先事業者と十分協議し、その実施内容・方法等を適切に定めること。
- ③ 臨地実務実習及び連携実務演習等の実施計画で定めるべき「その他の臨地実務実習／連携実務演習等の実施に必要な事項」としては、例えば、臨地実務実習及び連携実務演習等の成果として生じた知的財産権等の帰属に関する事項などが考えられること。

第五 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第35号）

1 学校教育法施行規則の一部改正

(1) 改正の概要

① 専門職大学等の設備、編制、学部及び学科

専門職大学等の設備、編制、学部及び学科に関する事項、教員の資格に関する事項その他専門職大学等の設置に関する事項は、専門職大学設置基準及び専門職短期大学設置基準の定めるところによることとしたこと。（第142条第2項及び第5項）

② 実務経験を通じて修得した実践的な能力を勘案した修業年限の通算の要件及び通算することのできる期間

ア 法第88条の2に規定する実務経験を通じて修得した実践的な能力を勘案した修業年限の通算は、専門職大学等の定めるところにより、当該職業を担うための実践的な能力（当該専門職大学等で修得させることとしているものに限る。）の修得を授業科目の履修とみなして単位を与えられた者に対し、与えられた当該単位数、その修得に要した期間その他専門職大学等が必要と認める事項を勘案して行うものとしたこと。（第146条の2第1項）

イ 法第88条の2ただし書の規定に基づき文部科学大臣が定める期間の定めとして、専門職大学等が定める修業年限に通算することのできる期間は、当該専門職大学等の修業年限の4分の1を超えてはならないこととしたこと。（第146条の2第2項）

③ 認証評価機関が存在しない場合等の代替措置

法第109条第3項に規定する分野別認証評価について、認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合における代替措置と

して、同項ただし書に規定する文部科学大臣の定める措置は、次に掲げるいずれかの措置としたこと。

ア 専門職大学等が、外国に主たる事務所を有する法人等であつて、当該専門職大学等の課程に係る分野について評価を行うもののうち、適正な評価を行うと国際的に認められたものとして文部科学大臣が指定した団体から、教育課程等の状況について定期的に評価を受け、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告すること。（第167条第1号）

イ 専門職大学等が、教育課程等の状況について、当該専門職大学等の課程に係る分野に識見を有する者による検証を定期的に行い、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告すること。（第167条第2号）

④教育研究活動等の状況についての情報の公表

専門職大学等及び専門職大学院を置く大学にあつては、大学及び短期大学に求められている情報の公表に加え、専門性が求められる職業に関連する事業を行う者等との協力の状況についての情報を公表するものとしたこと。（第172条の2第2項）

⑤その他

その他所要の規定の整備を行ったこと。

（2）留意事項

① 分野別認証評価機関が存在しない場合等の代替措置のうち、学校教育法施行規則第167条第2号に定める措置については、制度創設当初の経過的な措置として、これによる代替を可能としたものであること。専門職大学等の設置に当たっては、このことを踏まえ、分野別認証評価の受審の在り方について適切に検討する必要があること。認証評価機関が存在しない分野においても認証評価機関の創設に向けた関係者の取組が推進されるよう、専門職大学等による積極的な協力が望まれること。

② 学校教育法施行規則第172条の2第2項に規定する関連事業者等との協力の状況についての情報公表の内容としては、教育課程連携協議会（専門職大学設置基準第11条、専門職短期大学設置基準第8条、専門職大学院設置基準第6条の2）の審議状況等に関する情報が考えられること。

③ 法第109条第1項に基づく自己点検・評価の結果の公表を含め、専門職大学等における情報の公表に当たっては、教育研究活動等の状況について、できる限り客観的な指標を採り入れる等により、産業界等をはじめとしたステークホルダーに対し分かりやすく明示していくことが必要であること。

2 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部改正

（1）改正の概要

①専門職大学等に係る大学評価基準についての認証の基準の細目

文部科学大臣が認証評価機関を認証する際の基準の適用の細目として、認証評価機関が定める大学評価基準が、専門職大学に係るものにあつては専門

職大学設置基準に、専門職短期大学に係るものにあつては専門職短期大学設置基準に、それぞれ適合していることが必要である旨を定めたこと。（第1条第1項）

②分野別認証評価に係る認証評価機関の認証の基準の細目

ア 大学評価基準に定めるべき事項の追加

分野別認証評価を行う認証評価機関が大学評価基準に定めるべき事項として、教育課程連携協議会に関すること及び学修成果に関すること（進路に関することを含む。）を追加したこと。（第1条第3項第1号）

イ 評価における関係者の参画

分野別認証評価における評価方法には、高等学校、地方公共団体等の関係者からの意見聴取に加え、関連職業団体関係者等の意見聴取が含まれていることが必要である旨を定めたこと。（第1条第3項第2号）

ウ 大学評価基準の設定・変更にあつての意見聴取

分野別認証評価に係る大学評価基準の設定又は変更にあつては、関連職業団体関係者等の意見聴取を行うことが必要である旨を定めたこと。（第1条第3項第3号）

（2）留意事項

改正後の第1条第3項に規定する分野別認証評価に係る認証評価機関の認証の基準の細目については、専門職大学等の分野別認証評価に加え、専門職大学院を置く大学の分野別認証評価についても同様に適用があるものであること。

3 専門職大学院設置基準の一部改正

（1）改正の概要

①教育課程の編成方針

専門職大学院における教育課程の編成方針として、産業界等との連携による授業科目の開設や、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえた授業科目の開発、当該状況の変化に対応した教育課程の構成等の不断の見直し、そのための適切な体制の整備等に関する事項を追加したこと。（第6条）

（2）教育課程連携協議会

① 専門職大学院は、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとしたこと。

（第6条の2第1項）

② 教育課程連携協議会は、次の者をもって構成するものとしたこと。ただし、専攻分野の特性その他の当該専門職大学院における教育の特性により適当でないと認められる場合は、（ウ）の者を置かないことができるものとしたこと。

ア 学長又は当該専門職大学院に置かれる研究科の長が指名する教員その他の職員（第6条の2第2項）

イ 当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係

者であつて、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者（第6条の2第2項第2号）

ウ 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者（第6条の2第2項第3号）

エ 当該専門職大学院を置く大学の教員その他の職員以外の者であつて学長等が必要と認める者（第6条の2第2項第4号）

③ 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとしたこと。（第6条の2第3項）

ア 産業界等との連携による授業科目の開発及び開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

イ 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

（2）留意事項

① 教育課程連携協議会の設置形態については、一の専門職大学院に一の教育課程連携協議会を設ける形のほか、分野や専攻等の別により複数の教育連携協議会を設ける形が考えられること。なお、既にいわゆるアドバイザリーボード等の組織を設けている専門職大学院においては、当該既存の組織を活用しつつ、設置基準に定める構成等の条件を整えることにより対応することとして差し支えないこと。また、設置基準上の教育課程連携協議会であることが学内規程等により明らかにされていれば、その名称は必ずしも「教育課程連携協議会」としなくとも差し支えないこと。

② 教育課程連携協議会の構成については、専門職大学院設置基準第6条の2第2項第1号から第3号まで（同項ただし書に規定する場合にあつては第6条の2第2項第1号及び第2号）の構成員をそれぞれ1名以上含むものとし、その構成員の過半数は、当該大学の教職員以外の者とするを基本とすること。

③ 専門職大学院設置基準第6条の2第2項第2号の「当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体」は、主として職能団体や事業者団体を想定したものであるが、専攻分野の特性により、当該職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による研究団体なども含み得ること。

④ 専門職大学院設置基準第6条の2第2項第3号に掲げる者を置かないことができる「当該専門職大学院における教育の特性により適当でない」と認められる場合」としては、当該専門職大学院が専ら国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養することを目的としている場合が想定されること。

⑤ 教育課程連携協議会は、産業界等との連携による教育課程の編成・実施に関する基本的な事項や、その実施状況の評価に関する事項を審議するものであり、教授会その他の審議機関との適切な役割分担により、教育研究機関としての自律性を確保しつつ、産業界等と連携した教育の推進に向け積極的な機能を果たすことが期待されるものであること。

4 学位規則の一部改正

(1) 改正の概要

① 専門職大学が行う学位の授与

ア 法第104条第2項に規定する専門職大学を卒業した者に対し授与する文部科学大臣の定める学位は、「学士（専門職）」としたこと。（第2条の2）

イ 法第104条第2項に規定する専門職大学の前期課程を修了した者に対し授与する文部科学大臣の定める学位は、「短期大学士（専門職）」としたこと。（第2条の3第2項）

② 専門職短期大学が行う学位の授与

法第104条第6項に規定する専門職短期大学を卒業した者に対し授与する文部科学大臣の定める学位は、「短期大学士（専門職）」としたこと。（第5条の5）

③ その他

その他所要の改正を行ったこと。

(2) 留意事項

① 各専門職大学等において「学士（専門職）」又は「短期大学士（専門職）」の学位を授与する際には、「〇〇学士（専門職）」、「〇〇短期大学士（専門職）」のように、適切な専攻分野の名称を「学士（専門職）」、「短期大学士（専門職）」の前に付記するものとする。付記する専攻分野の名称については、修めた課程の特徴をより明確に表すよう、学問分野ではなく職業・産業分野の名称を付すことを基本とすること。

② なお、現在、中央教育審議会では「我が国の高等教育に関する将来構想について（平成29年3月6日諮問）」の審議の中で、学位等の国際通用性の確保に関する課題への対応についての検討を進めているところであるが、専門職大学等の学位についても国際通用性の確保は特に重要であり、専門職大学等を設置しようとする者にあっては、付記する専攻分野の名称について、同様の内容を提供する国内外の他の学位プログラムとも共通性のある名称を用いるなど、分かりやすく、通用性のあるものとする観点から、十分な検討を行うこと。

第六 学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する告示（平成29年文部科学省告示第111号）

(1) 改正の概要

大学（専門職大学を含む。）の学部等又は短期大学（専門職短期大学を含む。）の学科の設置等のうち学位の種類及び分野の変更を伴わないものについては、あらかじめ文部科学大臣に届け出ることで文部科学大臣の認可を受けることを要しないこととされているところ、専門職大学等に係る学位の種類及び分野の変更に関する基準を次のとおり定めたこと。（別表第1）

- ① 学位の種類区分として「学士（専門職）」及び「短期大学士（専門職）」の区分を設けたこと。
- ② 「学士（専門職）」に係る学位の分野区分として「文学関係，教育学・保育学関係，法学関係，経済学関係，社会学・社会福祉学関係，理学関係，工学関係，農学関係，薬学関係，家政関係，美術関係，音楽関係，体育関係，保健衛生学関係（看護学関係），保健衛生学関係（リハビリテーション関係），保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）」の16区分を定めたこと。
- ③ 「短期大学士（専門職）」に係る学位の分野区分として「文学関係，教育学・保育学関係，法学関係，経済学関係，社会学・社会福祉学関係，理学関係，工学関係，農学関係，家政関係，美術関係，音楽関係，体育関係，保健衛生学関係（看護学関係），保健衛生学関係（リハビリテーション関係），保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）」の15区分を定めたこと。

（2）留意事項

- ① 学位の種類及び分野の変更等に関する基準に定める「学位の分野」の区分は，当該区分を超える変更を認可に係らしめることとする区分として定められたものであり，当該基準は，設置認可に係る手続の要・不要を判定するための基準であって，学位に付す専攻分野の名称をこれに準拠させるものではないこと。
- ② 「学士（専門職）」及び「短期大学士（専門職）」の学位に付す専攻分野の名称については，学問分野ではなく職業・産業分野の名称を付すことが基本となるが，それらの学位がどの「学位の分野」の区分に当たるかについては，類似の内容をもつ学位プログラム（「学士」，「短期大学士」等に係るものを含む。）の例などを参考として，相当の区分に分類するものとする。

添付資料

- 【別添 1 - 1】学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）－抄－
- 【別添 1 - 2】学校教育法の一部改正新旧対照表
- 【別添 1 - 3】学校教育法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院文部科学委員会・参議院文教科学委員会）
- 【別添 2 - 1】学校教育法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年政令第232号）－抄－
- 【別添 2 - 2】学校教育法施行令の一部改正新旧対照表
- 【別添 3 - 1】専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）
- 【別添 3 - 2】専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）
- 【別添 4 - 1】専門職大学に関し必要な事項を定める件（平成29年文部科学省告示第109号）
- 【別添 4 - 2】専門職短期大学に関し必要な事項を定める件（平成29年文部科学省告示第110号）
- 【別添 5 - 1】学校教育法施行規則の一部改正新旧対照表
- 【別添 5 - 2】学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部改正新旧対照表
- 【別添 5 - 3】専門職大学院設置基準の一部改正新旧対照表
- 【別添 5 - 4】学位規則の一部改正新旧対照表
- 【別添 6】 学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部改正新旧対照表

〔参考〕 関係資料（文部科学省ホームページ）

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/1395435.htm

（トップ > 教育 > 大学・大学院，専門教育 > 専門職大学・専門職短期大学 > 専門職大学等関係法令）を参照

【本件連絡先】

文部科学省 高等教育局高等教育企画課
新たな高等教育機関プロジェクトチーム
電話：03-5253-4111（内線4757，3128）